

学生×桐生つながるプロジェクト 活動ガイドライン

令和 7 年5月

桐生市企画課 移住定住推進室

学生×桐生つながるプロジェクト概要

本市が学生に選ばれるまちづくりを進めるにあたり、学生が本市を知り、関わり、楽しみながら活動を行うことで、本市に対する愛着を深めていただくとともに、その活動を PR することで本市への興味関心を高めることを目的に、令和7年1月から開始したプロジェクトです(図1参照)。

本プロジェクトでは、毎年度メンバーの募集を行い、年度ごとにチームを結成して活動します。チームの目的は、本市におけるにぎわいとつながりの創出とし、その手段として、地域を知り、関わり、楽しむ活動をチームで企画・実施するものとなっています(図2参照)。

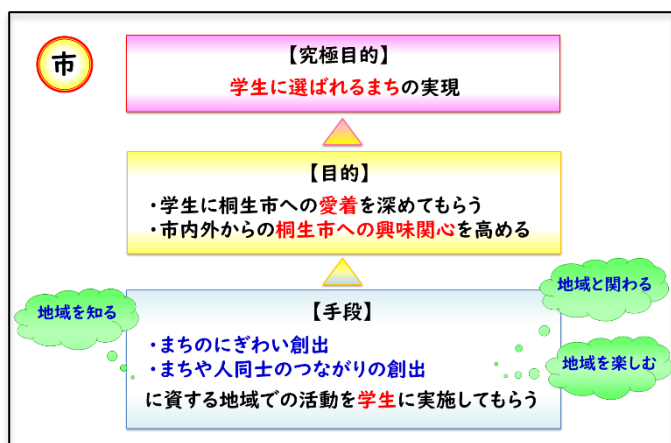


図1 学生×桐生つながるプロジェクトの概要（市の目的）

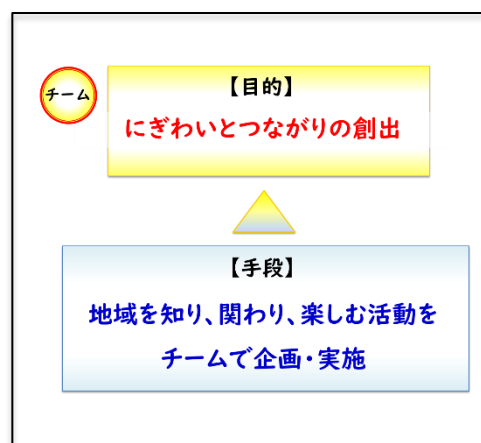


図2 チームの目的と手段

■活動内容

学生同士でチームを組み、桐生市におけるにぎわいとつながりの創出に資する地域での活動をチームで企画し実施します。

■対象者

次の要件を全て満たす大学生等が対象です。

- (1) 市内に在住する、または市内の大学等に在籍する者
- (2) 本プロジェクトの活動を積極的に行う意思を有する者

※大学生等とは、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校等の高等教育機関に在籍する学生を指します。ただし、高等専門学校にあっては本科4年次以降及び専攻科に限ります。

■チーム結成

毎年度メンバーの募集を行い、応募者のメンバーへの委嘱を経て、年度ごとにチームを結成します。

■任期

メンバーの任期は、委嘱された日から前述の対象者の要件を満たさなくなる日までです。

※年度ごとに継続の意思確認を行います。

■チーム名及び活動の方向性

準備会議におけるメンバー同士の協議で、年度ごとにチーム名及び活動の方向性を決定します。

活動に関すること

【活動の基本】

1. 「やりたいこと」が基本

チームの「やりたいこと」が活動の基本です。何を行うかはメンバーのやる気とアイデア次第です。

2. 目的を意識

「やりたいこと」が基本ですが、何でも OK ではありません。

「にぎわいとつながりの創出」というチームの目的を常に意識して、企画・実施してください。

3. 参加は強制ではなく自由

活動への参加は強制ではなく「自由」です。活動日は、極力、試験期間などのメンバーの予定を考慮して決めますが、どうしても予定が重なってしまう場合もあります。

他の活動を優先したいときは、そちらを優先して全く問題ありません。

何を優先するかは自分で責任を持って決めることとします。

【活動日・場所】

活動は、原則として市が招集する日時・場所で実施するものとします。

なお、メンバーが自主的に集まってミーティング等を行うことも可能です。その場合、日時と場所をあらかじめ市に報告してください。また、イベント等を実施する場合には必ず市職員が同席するものとします。

【保険】

市は活動時に不慮の事故等が生じないように注意を払いますが、メンバー自身も安全な行動を心掛けてください。

なお、市として年間活動保険（傷害保険+賠償責任保険）に加入していますので、「活動中」及び「団体活動への往復中（集合・解散場所と自宅との間の往復）」に事故等が起きた場合は、直ちに市に報告してください。

【連絡体制】

連絡は E メールで行います。日ごろから Eメールの受信チェックにご協力をお願いします。

【報酬等】

市は、メンバーに対して、活動に対する報酬の支給は行いません。ただし、出張する場合、予算の範囲内で、旅費を支給します。

【市の役割】

桐生市役所は、チームの「やりたいこと」の実現に必要な支援を行うほか、必要な場合は地域（住民、団体、商店街、企業、公的機関等）との調整も行います。

【オファーへの対応】

企業や団体等からチームにコラボレーション等のオファーをいただく場合は、学生×桐生つながるプロジェクト活動依頼書（様式第1号）（以下、「依頼書」という。）を市に提出してもらいます。依頼書については、以下の手順で取扱いを決定します。

■（手順1）依頼内容を実施するメンバーの照会

依頼書の内容が、表1の各基準のすべてに該当すると市が判断した場合、依頼内容の実施を希望するメンバーの照会をします。希望者数が依頼書内の必要最低人数を満たすかどうかで、依頼を受けるか否かを決定し、依頼者に回答書（様式第2号）により通知します。

■（手順2）依頼内容の実施

市と依頼を受けるメンバー、依頼者として調整しながら、依頼内容を実施します。

表1：依頼書を受理する基準

項目	基準
1. 依頼者	(1) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者であること (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること (3) 市税等に滞納がない者であること (4) 桐生市請負業者等指名停止等措置要綱(平成2年4月1日施行)に基づく指名停止を受けていない事業者であること (5) その他市長がふさわしくないと判断する者ではないこと
2. 依頼内容	(1) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがないもの (2) 市の施策や規定に反しないもの (3) 政治的、宗教的な関連性や要素がないもの (4) 公共性、公平性の観点で課題がないもの (5) 単に依頼者の製品・サービス等のあっせん又は周知を求めるなど、営業活動の一環としての依頼ではないもの (6) 学生の発想やアイデアを生かす余地があるもの（例：イベントの手伝いなど、単に人手を集めることを目的としているものではない） (7) 学生×桐生つながるプロジェクトの目的である“にぎわいとつながりの創出”に合致するもの

注意事項

【メンバー間の交流】

本プロジェクトはチームとして活動しますので、メンバー同士が積極的に交流を図り、良好な関係を構築するようにしてください。他のメンバーを誹謗中傷するような行為は固く禁止します。

【プライバシーの保護】

チームには、本名又はニックネームで活動するメンバーが混在しています。製作物等では、その名前以外を使用しないようにしてください。

氏名以外のお互いの個人情報についても同様です。

【秘密保持義務】

メンバーは、活動上知り得た個人情報や秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用したりしてはいけません。卒業等によりメンバーではなくなった後においても同様です。

【マスコミ等の対応】

メンバーがイベント等を実施するときは、その都度、報道機関に情報提供します。そのため、報道機関から取材され、後日、新聞に掲載されたり、テレビ番組で放送されたりする場合があります。その際の取材対応は必ず、市職員がいる場においてチームで行います。メンバー個別での取材対応は禁止いたします。

また、桐生市としてもメンバーの活動の様子を撮影し、市ホームページや SNS に掲載します。

【貸与物品等の返還義務】

プロジェクトの実施にあたって市からメンバーに貸与した物品等がある場合、任期を終えたとき又は解嘱されたときにおいては、速やかに返還するものとします。

その他

【委嘱の取り消し又は解嘱】

- ・メンバーを辞任する場合は、辞任申出書を市に提出してください。
- ・次のいずれかに該当するとき、市長は解嘱することができます。
 - ① メンバーとしての活動を継続することが困難又は不可能になったとき。
 - ② 市長がメンバーとして不適当と認めたとき。
 - ③ その他特別な事由があるとき。

【所属大学等への情報共有】

プロジェクトの認知度向上、理解者増のため、市は活動の様子をメンバーの在籍する大学等に共有します。

【その他】

本ガイドラインの内容は、随時、見直しや追加を行っていきます。

本ガイドラインに係る様式

- ・様式第 1 号(ガイドライン関係) 学生×桐生つながるプロジェクト活動依頼書 [別紙参照]
- ・様式第 2 号(ガイドライン関係) 学生×桐生つながるプロジェクト活動依頼回答書 [別紙参照]